

## 法人単位資金収支計算書

(自) 平成 30 年 4 月 1 日 (至) 平成 31 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 安井保育園

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	147,450,000	160,815,864	△13,365,864	
	受取利息配当金収入	0	64,906	△64,906	
	その他の収入	1,500,000	1,740,322	△240,322	
	事業活動収入計(1)	148,950,000	162,621,092	△13,671,092	
	支出				
	人件費支出	103,500,000	103,926,833	△426,833	
事業費支出	15,950,000	14,944,598	1,005,402		
事務費支出	17,580,000	30,786,557	△13,206,557		
支払利息支出	340,000	0	340,000		
その他の支出	1,000,000	0	1,000,000		
事業活動支出計(2)	138,370,000	149,657,988	△11,287,988		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	10,580,000	12,963,104	△2,383,104		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	58,201,000	0	58,201,000	
	設備資金借入金収入	170,000,000	39,966,532	130,033,468	
	施設整備等収入計(4)	228,201,000	39,966,532	188,234,468	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	9,626,000	0	9,626,000	
	固定資産取得支出	368,010,000	210,549,396	157,460,604	
施設整備等支出計(5)	377,636,000	210,549,396	167,086,604		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△149,435,000	△170,582,864	21,147,864		
その他活動収支	収入				
	積立資産取崩収入	145,505,253	145,505,253	0	
	その他の活動収入計(7)	145,505,253	145,505,253	0	
	支出				
	投資有価証券取得支出	0	10,000	△10,000	
その他の活動支出計(8)	0	10,000	△10,000		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	145,505,253	145,495,253	10,000		
予備費支出(10)	6,650,253 0	—	6,650,253		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△12,124,507	12,124,507		
前期末支払資金残高(12)	33,607,701	34,674,414	△1,066,713		
当期末支払資金残高(11)+(12)	33,607,701	22,549,907	11,057,794		

## 法人単位事業活動計算書

（自）平成 30 年 4 月 1 日 （至）平成 31 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 安井保育園

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	160,815,864	148,668,408	12,147,456
		サービス活動収益計(1)	160,815,864	148,668,408	12,147,456
	費用	人件費	103,926,833	97,424,892	6,501,941
		事業費	14,944,598	15,377,246	△432,648
		事務費	30,786,557	10,313,918	20,472,639
		減価償却費	5,045,075	5,011,913	33,162
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△817,720	△1,048,154	230,434
	サービス活動費用計(2)	153,885,343	127,079,815	26,805,528	
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	6,930,521	21,588,593	△14,658,072	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	64,906	128,769	△63,863
		その他のサービス活動外収益	1,740,322	1,070,086	670,236
		サービス活動外収益計(4)	1,805,228	1,198,855	606,373
	費用	その他のサービス活動外費用	0	2,520,333	△2,520,333
		サービス活動外費用計(5)	0	2,520,333	△2,520,333
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,805,228	△1,321,478	3,126,706	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	8,735,749	20,267,115	△11,531,366	
特別増減の部	収益	特別収益計(8)	0	0	0
	費用	固定資産売却損・処分損	3,781,392	1	3,781,391
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△1,124,410	0	△1,124,410
		国庫補助金等特別積立金積立額	1,000,000	0	1,000,000
		特別費用計(9)	3,656,982	1	3,656,981
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	△3,656,982	△1	△3,656,981	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	5,078,767	20,267,114	△15,188,347	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	49,205,207	50,938,093	△1,732,886
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	54,283,974	71,205,207	△16,921,233
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	145,505,253	0	145,505,253
		その他の積立金積立額(16)	0	22,000,000	△22,000,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	199,789,227	49,205,207	150,584,020	

# 法人単位貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 安井保育園

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	28,301,183	37,018,154	△8,716,971	流動負債	45,717,808	2,343,740	43,374,068
固定資産	258,460,734	202,260,804	56,199,930	固定負債	255,571	283,317	△27,746
基本財産	10,095,760	11,386,720	△1,290,960	負債の部合計	45,973,379	2,627,057	43,346,322
その他の固定資産	248,364,974	190,874,084	57,490,890	純 資 産 の 部			
				基本金	15,300,000	15,300,000	0
				国庫補助金等特別積立金	3,699,311	4,641,441	△942,130
				その他の積立金	22,000,000	167,505,253	△145,505,253
				次期繰越活動増減差額	199,789,227	49,205,207	150,584,020
				純資産の部合計	240,788,538	236,651,901	4,136,637
資産の部合計	286,761,917	239,278,958	47,482,959	負債及び純資産の部合計	286,761,917	239,278,958	47,482,959

# 社会福祉法人安井保育園定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業 保育所安井保育園の設置経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人安井保育園と称する。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 社会福祉法又はこの定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員は、無報酬とする。ただし、会議の都度、評議員会において別に定める支給基準に従って算定される謝金を支給することができるものとする。

### 第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認

(9)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

### (役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
  - (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

### (役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 社会福祉法又はこの定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会議の都度、評議員会において別に定める支給基準に従って算定される謝金を支給することができるものとする。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会の決議によって選任又は解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

京都市右京区太秦安井北御所町15番所在の家屋番号15番の建物1棟  
（安井保育園園舎，鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根3階建，延床面積599.54㎡）

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、京都市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都市長の承認は必要としない。

- （1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- （2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京都市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法等

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人安井保育園の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

(施行期日)

第1条 変更後の定款は、平成29年4月1日から効力を生ずる。

(経過措置)

第2条 第5条の規定にかかわらず、評議員の定数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、「4名以上」とする。

# 平成30年度事業報告

## \*年間行事

- 4月 れんげ摘み、お花見、お誕生日会、給食試食会、踏水会、水泳教室、サッカー教室、園庭開放
  - 5月 ピクニック、参観日、クラス懇談会、内科検診、お誕生日会、踏水会水泳教室、サッカー教室、園庭開放、田植え、夏野菜植え、サッカー教室、園庭開放
  - 6月 個人面談、検尿、お誕生日会、給食試食会、踏水会水泳教室、サッカー教室、園庭開放
  - 7月 七夕まつり、プール開き、宿泊保育、お誕生日会、踏水会水泳教室、サッカー教室、園庭開放
  - 8月 夏まつり、お誕生日会、園庭開放
  - 9月 通報避難訓練、歯科検診、お誕生日会、踏水会水泳教室、サッカー教室、園庭開放
  - 10月 運動会、遠足、お芋ほり、内科検診、お誕生日会、踏水会水泳教室、サッカー教室、児童館との交流会、園庭開放、
  - 11月 歯磨き教室、年長児紅葉めぐり、お誕生日会、踏水会水泳教室、サッカー教室、出前保育、園庭開放
  - 12月 製作展、人形劇、出前保育、お年寄りとのクリスマス会、クリスマス会、お餅つきお誕生日会、踏水会水泳教室、サッカー教室、出前保育、園庭開放
  - 1月 初詣、お店屋さんごっこ、お誕生日会、出前保育、踏水会水泳教室、サッカー教室、出前保育、園庭開放
  - 2月 節分、生活発表会、クッキー作り、お別れ観劇、出前保育、踏水会水泳教室  
年長児小学校給食体験、サッカー教室、園庭開放
  - 3月 おひなまつり、お別れ遠足、お別れ会、お誕生日会、踏水会水上運動会  
サッカー教室、園庭開放、卒園式
- 随時、子育て相談受付

## 福祉充実計画について

平成29年3月末より福祉充実残高が生じており、福祉充実計画を作成しておりました。  
平成30年8月より着工しました園舎建替え工事が令和元年6月に完成し7月より使用します。  
よって、平成29年に作成しました福祉充実計画通り終了しましたことを報告致します。

令和元年度

## 役員名簿

役職	氏名	住所	職業
理事	加納 博美		安井保育園 園長
〃	大角 正		ときわ保育園 園長
〃	神服 美代子		このしま保育園 園長
〃	北野 正		自営業
〃	加納 克彦		元銀行員
〃	河上 淑子		元保育士
監事	富山 竜二		公認会計士
〃	内藤 卓		司法書士
評議員	田中 崇則		市会議員
〃	尾藤 武英		税理士
〃	山崎 正樹		社会保険労務士
〃	川井 璋紫		双丘保育園 副園長

# 役員等及び評議員の報酬等に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人安井保育園（以下「本園」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

## (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

## (報酬の支給)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会に出席したときは、報酬として手取り一人日額5,000円を支給する。

2 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として手取り一人日額5,000円を支給する。

## (費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会に出席したときは、手取り一人2,000円を支給する。ただし、本園から半径2km以内の地域から出席するときは、支給しないこととする。その他の職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 評議員が、その職務のため、評議委員会に出席したときは、手取り一人2,000円を支給する。ただし、本園から半径2km以内の地域から出席するときは、支給しないこととする。その他の職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (公表)

第6条 本園は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

現況報告書（平成31年4月1日現在）

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
26 京都府	100 京都市	26100	3130005004451	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 安井保育園					
(8)主たる事務所の住所 京都市 右京区太秦安井北御所町15					
(9)主たる事務所の電話番号 075-821-4666		(10)主たる事務所のFAX番号 075-821-4667		(11)従たる事務所の有無 2 無	
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL http://www.yasui-hoikuen.jp/			(14)法人のメールアドレス		
(15)法人の設立認可年月日 昭和50年1月9日			(16)法人の設立登記年月日 昭和50年2月7日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	4名	(2)評議員の現員	4	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	2,000,020
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期		(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業					
山崎 正樹	H29.4.1 ~ H33.6月定時評議員会まで				1
田中 崇則	H29.4.1 ~ H33.6月定時評議員会まで				1
尾藤 武英	H29.4.1 ~ H33.6月定時評議員会まで				1
川井 瑠紫	H29.4.1 ~ H33.6月定時評議員会まで				1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	64,000	1 特例有
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
加納 博美	1 理事長 H29.6.21 ~ H31.6.20	平成29年6月21日	1 常勤	平成29年6月21日		
大角 正	3 その他理事	平成29年6月21日	3 施設の管理者	平成29年6月21日	1 有	2
	H29.6.21 ~ H31.6.20		2 非常勤	平成29年6月21日		
神服 美代子	3 その他理事	平成29年6月21日	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	平成29年6月21日	1 有	3
	H29.6.21 ~ H31.6.21		2 非常勤	平成29年6月21日	2 無	3
北野 正	3 その他理事	平成29年6月21日	2 非常勤	平成29年6月21日		
	H29.6.21 ~ H31.6.21		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	平成29年6月21日	2 無	3
加納 克彦	3 その他理事	平成29年6月21日	2 非常勤	平成29年6月21日		
	H29.6.21 ~ H31.6.21		4 その他	平成29年6月21日	2 無	3
河上 淑子	3 その他理事	平成29年6月21日	2 非常勤	平成29年6月21日		
	H28.5.27 ~ H30.5.25		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	平成29年6月21日	2 無	3

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	42,000
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日		(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況		(3-7)前会計年度における理事会への出席回数	
富山 竜二	H29.6.21 ~ H31.6.20	4 財務管理に識見を有する者(公認会計士)	平成29年6月21日		3
内藤 卓	H29.6.21 ~ H31.6.20	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	平成29年6月21日		3

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
なし		2 無	なし	

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数	
0.0		0.0		0.0	
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	15	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	14
常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数	
0.0		0.0		9.6	

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成30年6月29日	4	6	2		平成29年度決算の承認、平成29年度事業報告、平成29年度監事監査の報告、園舎建替えの件

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成30年6月15日	6	2	平成29年度決算の承認、平成29年度事業報告、平成29年度監事監査の報告の件、園舎建替えの件、定時評議委員会の招集の件
平成30年10月6日	6	2	近況報告の件、工事の経過報告の件、建替え工事施工費業者入札結果報告の件、建設用地賃貸借の件
平成31年2月23日	6	2	借入金承認の件
平成31年3月28日	6	2	事業計画書及び予算書の承認の件

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	富山 竜二 内藤 卓
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称						
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				
001	安井保育園	02091201	保育所	京都市右京区太秦安井北御所町15			安井保育園	4 その他	3 自己所有	昭和50年4月1日	120	1,296
		ア 建設費										
		イ 大規模修繕										
001	安井保育園	00000001	本部経理区分	京都市右京区太秦安井北御所町15			安井保育園	4 その他	3 自己所有	昭和50年4月1日	120	1,296
		ア 建設費										
		イ 大規模修繕										

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

築44年目を迎える平成30年度に園舎を建替えることに決定したため、その計画の準備に資金をを充当した。

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
子育て支援に関する事業	子育て支援フェスティバル 講演会、園庭開放、園の行事への参加、出前保育	安井、太秦、花園学区

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	1 有
㊩第三者評価結果	3 該当なし
㊪苦情処理結果	1 有
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費(円)	156,275,079
②施設・設備に係る公費(円)	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	0

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	01 公認会計士
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	富山 竜二
③業務内容	ア 公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査
④費用[年額](円)	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項

②実施した改善内容

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等(複数回答可)

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度(独)福祉医療機構)に加入	
②中小企業退職金共済制度(独)勤労者退職金共済機構)に加入	
③特定退職金共済制度(商工会議所)に加入	
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤その他の退職手当制度に加入(具体的に: ●●●)	
⑥法人独自で退職手当制度を整備	
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	